

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年5月27日
【事業年度】	第50期（自平成20年9月1日至平成21年8月31日）
【会社名】	マニー株式会社
【英訳名】	MANI, INC.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 松谷 正明
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市清原工業団地8番3
【電話番号】	028-667-1811（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役専務 高井 壽秀
【最寄りの連絡場所】	栃木県宇都宮市清原工業団地8番3
【電話番号】	028-667-1811（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役専務 高井 壽秀
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年11月25日に提出した第50期（自平成20年9月1日至平成21年8月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第1 企業の概況

##### 2 沿革

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況等

##### （1）コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

第一部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

(訂正前)

年月	沿革
昭和31年 5月	栃木県塩谷郡高根沢町において松谷製作所を創業
	アイド縫合針(サージカル関連製品)の製造を開始
昭和34年 12月	資本金100万円で株式会社松谷製作所を設立
	商号を株式会社松谷製作所とする
昭和42年 7月	アイレス縫合針(アイレス針関連製品)の製造を開始
昭和45年 9月	高根沢第1工場を新設
昭和51年 5月	歯科用根管治療用クレンザー、ブローチ(デンタル関連製品)の製造を開始
昭和55年 9月	高根沢第2工場を新設
平成3年 3月	高根沢第3工場を新設
平成5年 4月	宇都宮市清原工業団地に清原工場を新設、アイレス部を清原工場へ移転
平成7年 6月	環境改善と生産能力拡大のため清原工業団地内別敷地に清原工場を移転
平成8年 5月	商号をマニー株式会社に変更
平成8年 5月	ベトナムにMANI-MEINFA CO., LTD. を設立
平成8年 10月	「ISO9001」認証取得
平成8年 12月	「CEマーキング」認証取得 <sup>(注)1</sup>
平成9年 7月	清原工場を増設
平成10年 7月	株式会社メディカルテクノを設立
平成10年 9月	マイクロテクノ株式会社を合併 <sup>(注)2</sup>
平成11年 10月	ミャンマーにMANI YANGON LTD. を設立(現連結子会社)
平成13年 6月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成14年 2月	清原工場を増設、本社機能及びサージカル部を清原工場へ移転
平成15年 2月	ベトナムにMANI HANOI CO., LTD. を設立(現連結子会社)
平成15年 3月	MANI-MEINFA CO., LTD. 工場を増設
平成15年 6月	株式会社メディカルテクノを解散
平成15年 6月	MANI-MEINFA CO., LTD. の株式をMANI HANOI CO., LTD. に譲渡
平成16年 6月	「ISO14001, OHSAS18001」(環境・労働安全衛生マネジメントシステム)認証取得
平成16年 12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成18年 1月	宇都宮市に本店を移転
平成19年 8月	MANI YANGON LTD. の株式をMANI HANOI CO., LTD. に譲渡
平成19年 9月	清原本社工場を増設
平成20年 12月	第8回ポーター賞受賞
平成21年 3月	ラオスにMANI VIENTIANE CO., LTD. を設立(現連結子会社)
平成21年 7月	MANI-MEINFA CO., LTD. をMANI HANOI CO., LTD. に吸収合併

(注)1. CEマーキングとは、欧州共同体閣僚会指令(EC指令)が示す安全規制に適合した製品だけに貼付できるマークです。

2. マイクロテクノ株式会社とは、当社(マニー株式会社)の製造の一部を外注しておりました会社です。

(訂正後)

年月	沿革
昭和31年5月	栃木県塩谷郡高根沢町において松谷製作所を創業 アイド縫合針(サージカル関連製品)の製造を開始
昭和34年12月	資本金100万円で株式会社松谷製作所を設立 商号を株式会社松谷製作所とする
昭和42年7月	アイレス縫合針(アイレス針関連製品)の製造を開始
昭和45年9月	高根沢第1工場を新設
昭和51年5月	歯科用根管治療用クレンザー、ブローチ(デンタル関連製品)の製造を開始
昭和55年9月	高根沢第2工場を新設
平成3年3月	高根沢第3工場を新設
平成5年4月	宇都宮市清原工業団地に清原工場を新設、アイレス部を清原工場へ移転
平成7年6月	環境改善と生産能力拡大のため清原工業団地内別敷地に清原工場を移転
平成8年5月	商号をマニー株式会社に変更
平成8年5月	<u>品質確保および製造コスト低減を目的として、ベトナムにMEINFA社との合資で</u> MANI-MEINFA CO., LTD. を設立
平成8年10月	「ISO9001」認証取得
平成8年12月	「CEマーキング」認証取得 <sup>(注)1</sup>
平成9年7月	清原工場を増設
平成10年7月	<u>歯科治療器具の受託製造を目的として、株式会社メディカルテクノを設立</u>
平成10年9月	マイクロテクノ株式会社を合併 <sup>(注)2</sup>
平成11年10月	<u>カンントリーリスク分散と品質の確保、製造コスト低減を目的として、ミャンマーにMANI</u> YANGON LTD. を設立(現連結子会社)
平成13年6月	日本証券業協会に株式を店頭登録
平成14年2月	清原工場を増設、本社機能及びサージカル部を清原工場へ移転
平成15年2月	<u>現地法制の変更に伴う将来的な独資運営を目的として、ハノイ(ベトナム)にMANI</u> HANOI CO., LTD. を設立(現連結子会社)
平成15年3月	MANI-MEINFA CO., LTD. 工場を増設
平成15年6月	株式会社メディカルテクノを解散
平成15年6月	MANI-MEINFA CO., LTD. の株式をMANI HANOI CO., LTD. に譲渡
平成16年6月	「ISO14001、OHSAS18001」(環境・労働安全衛生マネジメントシステム)認証取得
平成16年12月	日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成18年1月	宇都宮市に本店を移転
平成19年8月	MANI YANGON LTD. の株式をMANI HANOI CO., LTD. に譲渡
平成19年9月	清原本社工場を増設
平成20年12月	第8回ポーター賞受賞
平成21年3月	<u>カンントリーリスク分散と品質の確保、製造コスト低減を目的として、ラオスにMANI</u> VIENTIANE CO., LTD. を設立(現連結子会社)
平成21年7月	MANI-MEINFA CO., LTD. をMANI HANOI CO., LTD. に吸収合併

(注)1. CEマーキングとは、欧州共同体閣僚会指令(EC指令)が示す安全規制に適合した製品だけに貼付できるマークです。

2. マイクロテクノ株式会社とは、当社(マニー株式会社)の製造の一部を外注しておりました会社です

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

(訂正前)

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

< 中略 >

利益の共通化とは、顧客の利益は従業員・株主の利益であり、従業員の利益は顧客・株主の利益であり、株主の利益は顧客・従業員の利益となることです。ガバナンスの基本は、執行役の独走を防止するとともに、一ステークホルダーの利益が他のステークホルダーの損失となることを防止することにあると当社は考えております。

そのために、迅速かつ的確な意思決定制度と、適切な内部統制システムを構築しています。また、経営の透明性を図るべく、独立性を保てる社外取締役を選任し、必要情報を積極的に開示しています。これらの経営管理体制の実効性確保のため、当社は委員会設置会社制度を採用しています。

まず、経営監視機能に関しては、委員会設置会社の特徴を生かして、取締役会が執行役を監督監査するとともに、監査委員会が内部監査制度と連携して、当社に適した効率的な企業価値向上につながる内部統制システムを構築していきたいと考えております。

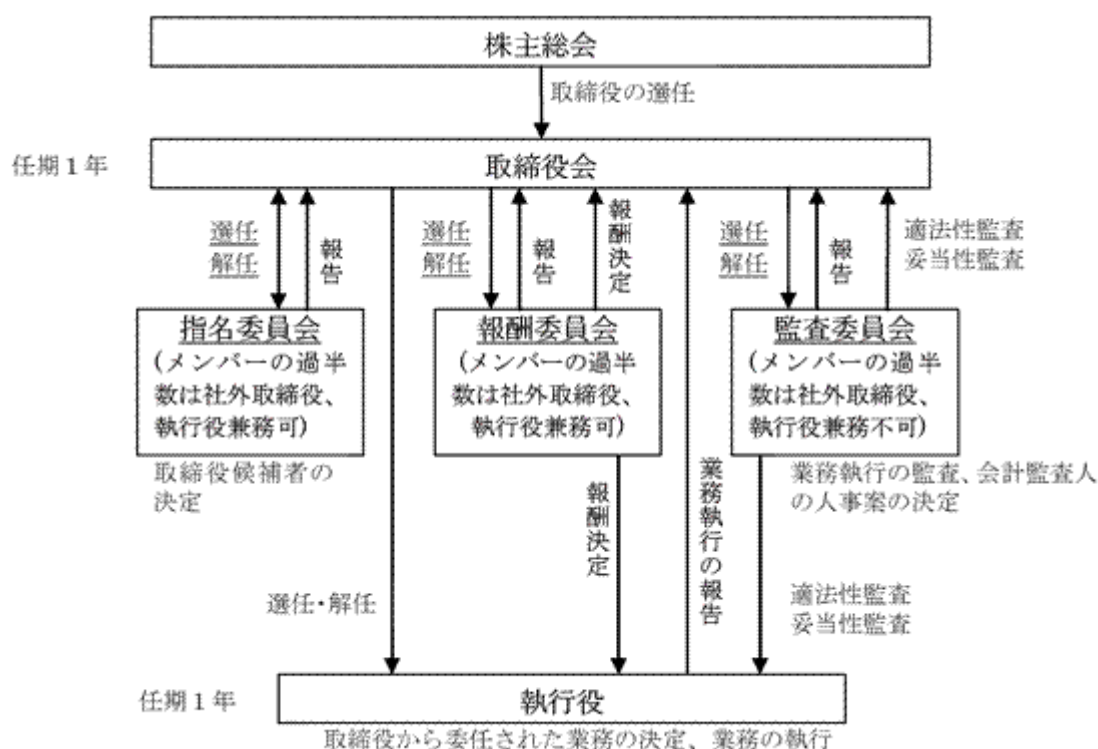
< 中略 >

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

< 中略 >

下記に委員会設置会社の機構図を示します。

《委員会設置会社の機構図》



#### 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

取締役及び執行役の経営幹部が有効な内部統制を構築し充実していくことが、経営の健全性を高めコーポレート・ガバナンスの体制維持と企業価値の向上につながると認識しています。その実行のため、リスク管理を重視した体制を作り、社内規程の整備及び法令等の順守（コンプライアンス）体制と有効性を確認する内部監査などを重要視しています。なお、整備状況については以下のとおりです。

コンプライアンス体制については、代表執行役社長はじめ執行役が、当社の経営基本方針にある「順法精神」を全社朝礼等で繰り返し伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを全社員に徹底しています。また、「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、「職務権限規程」により運用管理しています。

さらに内部統制の強化策としてISO9001（品質）、ISO14001（環境）、OHSAS18001（労働安全衛生）の各マネジメントシステムを構築するとともに、各外部認証機関により認証を受け、毎年外部認証機関による監査を受けているとともに、特に品質マネジメントシステムについては、各要求得意先からの外部監査を受けています。また、この各システムについては年2回以上の監査室による内部監査を実施しています。

リスク管理体制については、危機管理担当執行役を選任し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するため、適切な情報伝達と緊急体制を整備しています。各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行います。また、「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、ISO9001（品質）、ISO14001（環境）、OHSAS18001（労働安全衛生）における危機管理関係規程等により運用管理しています。

情報管理体制については、執行役の職務遂行に係る情報を文書（電磁的媒体・電子メールを含む）で保存しています。取締役は常時これらの文書を閲覧できます。また、「執行役規程」、「書類管理規程」により運用管理しています。

当社グループにおける業務の適性を確保するための体制については、子会社担当執行役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社の監査委員会、監査委員会室での内部監査を適時実施し、内部統制の改善策の指導、支援を行っております。当社グループ間での情報の共有化・指示・伝達等は常時電子メールにより行っております。

監査委員会は監視・監督機能として、法令順守の状況、経営（業務執行）のチェックのため、執行役の業務執行四半期報告を取締役会で聴取するとともに、月例全社朝礼文書、執行役会議事録、執行役の出張報告書、業務におけるリスク管理の状況など、業務執行状況を把握できる資料の受信などによるチェック体制を構築しています。

また、上記資料などにより、監査委員会は各執行役に四半期ごとに質問状を送り回答を得て、執行の状況の更なる把握と法令順守の状況確認を行っております。

内部統制の一環として、監査委員会は会計監査人と会計監査の確認の会合を設定するとともに、監視機能として監査委員会の下位組織である実行機関として、監査委員会室を設置しています。

< 後略 >

(訂正後)

(コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方)

< 中略 >

利益の共通化とは、顧客の利益は従業員・株主の利益であり、従業員の利益は顧客・株主の利益であり、株主の利益は顧客・従業員の利益となることです。ガバナンスの基本は、執行役の独走を防止するとともに、一ステークホルダーの利益が他のステークホルダーの損失となることを防止することにあると当社は考えております。

そのために、迅速かつ的確な意思決定制度と、適切な内部統制システムを構築しています。また、経営の透明性を図るべく、独立性を保てる社外取締役を選任し、必要情報を積極的に開示しています。これらの経営管理体制の実効性確保のため、当社は委員会設置会社制度を採用しています。

まず、経営監視機能に関しては、委員会設置会社の特徴を生かして、取締役会が執行役を監督監査するとともに、監査委員会が内部監査人室と連携して、当社に適した効率的な企業価値向上につながる内部統制システムを構築していきたいと考えております。

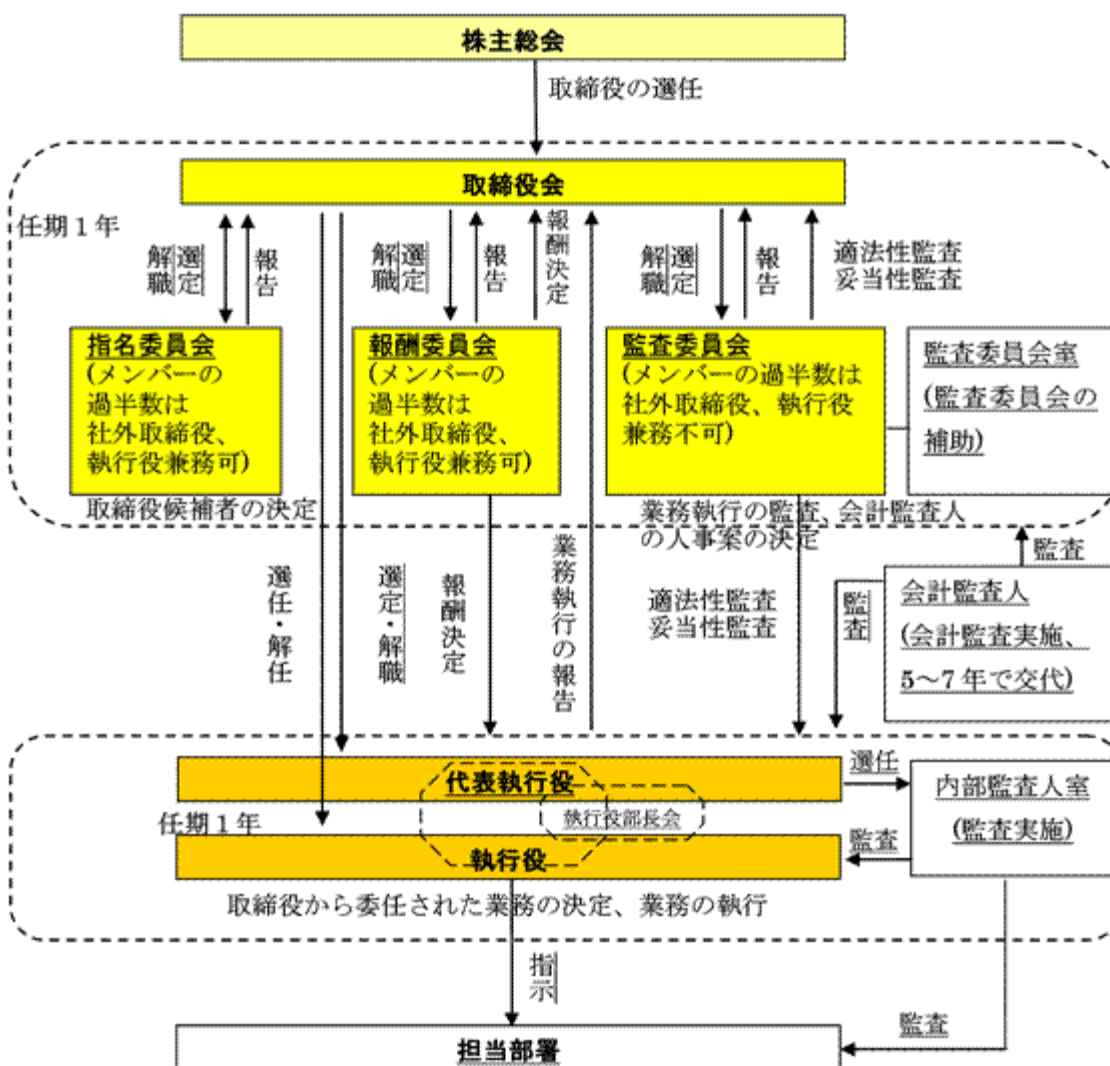
< 中略 >

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

< 中略 >

下記に委員会設置会社の機構図を示します。

《委員会設置会社の機構図》



#### 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

取締役及び執行役の経営幹部が有効な内部統制を構築し充実していくことが、経営の健全性を高めコーポレート・ガバナンスの体制維持と企業価値の向上につながると認識しています。その実行のため、リスク管理を重視した体制を作り、社内規程の整備及び法令等の順守（コンプライアンス）体制と有効性を確認する内部監査などを重要視しています。なお、整備状況については以下のとおりです。

コンプライアンス体制については、代表執行役社長はじめ執行役が、当社の経営基本方針にある「順法精神」を全社朝礼等で繰り返し伝えることにより、法令順守をあらゆる企業活動の前提とすることを全社員に徹底しています。また、「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、「職務権限規程」により運用管理しています。

さらに内部統制の強化策としてISO9001（品質）、ISO14001（環境）、OHSAS18001（労働安全衛生）の各マネジメントシステムを構築するとともに、各外部認証機関により認証を受け、毎年外部認証機関による監査を受けているとともに、特に品質マネジメントシステムについては、各要求得意先からの外部監査を受けています。また、この各システムについては年2回以上の監査環境室による内部監査を実施しています。

リスク管理体制については、危機管理担当執行役を選任し、当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するため、適切な情報伝達と緊急体制を整備しています。各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行います。また、「内部通報制度運用規程」、「内部監査規程」、ISO9001（品質）、ISO14001（環境）、OHSAS18001（労働安全衛生）における危機管理関係規程等により運用管理しています。

情報管理体制については、執行役の職務遂行に係る情報を文書（電磁的媒体・電子メールを含む）で保存しています。取締役は常時これらの文書を閲覧できます。また、「執行役規程」、「書類管理規程」により運用管理しています。

当社グループにおける業務の適性を確保するための体制については、子会社担当執行役を任命し、法令順守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、本社の監査委員会、監査委員会室での内部監査を適時実施し、内部統制の改善策の指導、支援を行っております。当社グループ間での情報の共有化・指示・伝達等は常時電子メールにより行っております。

監査委員会は監視・監督機能として、法令順守の状況、経営（業務執行）のチェックのため、執行役の業務執行四半期報告を取締役会で聴取するとともに、月例全社朝礼文書、執行役部長会議事録、執行役の出張報告書、業務におけるリスク管理の状況など、業務執行状況を把握できる資料の受信などによるチェック体制を構築しています。

また、上記資料などにより、監査委員会は各執行役に四半期ごとに質問状を送り回答を得て、執行の状況の更なる把握と法令順守の状況確認を行っております。

内部統制の一環として、監査委員会は会計監査人と会計監査の確認の会合を設定するとともに、監視機能として監査委員会の下位組織である実行機関として、監査委員会室を設置しています。

< 後略 >